

市民憲章制定5周年を記念
して建てられたモニュメント



く育って満5歳

長い時間をかけ、多くの市民の皆さんの智恵と熱意から生まれた富士市民憲章。この市民憲章が制定されて、十一月一日で満五年となりました。

「富士山のように……」で始まる条文は、私たち富士市民が全国に誇れるものとして、今では子供からお年寄りにまで親しまれ、私たちの心にしつかりと根をはり、いろいろな実践活動を生んできました。

そこで、今号ではこの五年間の活動を振り返りながら、これからの市民憲章の普及推進について考えてみましょう。

市民の手から

生まれた市民憲章

昭和五十八年十一月一日に市民憲章は制定されましたが、この制定までには、実に多くの市民の皆さんの理解と協力がありました。

「富士市民憲章制定市民会議」を中心として、市民意識調査や全世帯アンケート調査、中学生アンケート調査などが実施され、富士市にふさわしくだれもが親しめる市民憲章ができたのです。

活発な普及活動を

展開しました

市民憲章は、制定後の実践活動に意義があります。そこで、市民の代表による「富士市民憲章普及

推進協議会」が組織され、市民憲章の推進を強力に進めてきました。まず、最初の仕事は、市民に条文を覚えてもらうことです。そこで、市と協力して家庭用の市民憲章を配布し、各町内の公会堂に市民憲章板を掲示しました。また



△市民憲章制定5周年記念市民コンサート(新幹線新富士駅)



(きまりを守り 安全な社会を)
登校・吉永第一小学校



健康優良校・東小学校
(たくましく健康な家庭を)



鷹岡婦人会で缶プレス機も活躍



「小さな親切運動全国表彰」須津小学校
(自然を愛し きれいな環境を)



青少年の船(思いやりの心をもち助けあいます)

富士市民憲章

大まき

唱和カードやパンフレットを作り、会合の席などでの唱和を呼びかけ、小学校新入学児童には、市民憲章入りの下敷きも配布しています。

くらしに根差した

実践活動

次に条文の暗記から一歩進んで、条文内容を理解し、毎日のくらしの中で実践活動に結びつけようと、市民憲章論文・作文コンクールや座談会、ゼミナールなども開催しました。

市民憲章は、市民が自らの郷土を愛し、住みよい幸せなまちとなることを求める、生活の根本的な有り方を掲げたものです。また人々の日常の地道な行いを全市的につなぐ合言葉でもあり、市民共通の目標や役割をも示しています。

ここで、数ある活動の内、ほんの一例を紹介します。

「富士市青少年の船」に乗船した青年の話です。船底一枚下は地獄といわれる洋上生活では、乗り合わせた青少年は正に運命共同体です。そんな時船上で朝夕に唱和した市民憲章。『広く、思いやりの心を持ち、たがいに助け合います。』がすぐ身近に感じられ、同じまちに住む仲間なんだなあ。とつくづく思ったそうです。

『美しく自然を愛し、きれいな環境をつくりまします。』自分の生活環境をきれいにしようという活動は、市内各地で行われています。須津中学校では二十年以上にわたり地域清掃活動を行っています。その功績が認められ「小さな親切運動全国表彰」を受けました。静岡県健康優良校に選ばれた東

小学校は、全校生徒皆出席を目指し、地域・学校ぐるみで、たくましく健康な家庭づくりに取り組んでいます。

心にいつも

富士山を映して

こうした活動は、長い間地道に続けられてきたものですが、このことから、多くの市民がそれぞれの立場で市民憲章を具体的にかみ砕いて、自分の生活目標に取り入れているように思われます。

すべての条文の冒頭にある「富士山のように」。この言葉は私たち富士市民だけに与えられた特権です。日常の生活の中で、ふと富士山を見上げる。そんな時自然と条文が心に浮かぶようになれば、すばらしいことですね。



5周年制定市民憲章表彰された
小川 清さん(鈴川)

まず条文の一つを自分のものに

この五年間の積極的な普及推進活動で、市民憲章に対する市民の認識は大変深まったと思います。しかし、一人ひとりの心に定着するまでにはまだまだ長い時間が必要です。

そのためには、まず一つの条文を選んで今の自分に必要な具体的目標にしていくことだと思えます。例えば、スポーツマンならば(たくましく健康な家庭)、学生でしたら(教養を深め、視野の広い市民)というようにです。

それと、条文にもあるように私たちは大変富士山を誇りにしています。しかし、意外とあやふやな認識しかもっていません。市制記念日等を「富士山を仰ぐ日」としたらどうかと考えています。